

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産5-1
 三重津海軍所跡(エリア5 佐賀)修復・公開活用計画(抄録)

佐賀市は、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)に付議された勧告 b)に基づき、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡の詳細な保全措置に係る計画として、平成28～29年度に保全措置に係る計画及び実施計画を策定した。その抄録は以下のとおりである。

1. 全体構想(ヴィジョン)

「見えない三重津が見えてくる～幕末佐賀藩の近代化への試行錯誤の取組が伝わる遺跡～」を念頭に置き、地下の遺跡の性質を踏まえ、その価値を確実に維持し、来訪者にわかりやすく伝えるための修復・公開活用の事業を行う。

エリア5 佐賀の三重津海軍所跡は、幕末から明治初期にかけて、佐賀藩が洋式船関連技術を獲得するために、試行錯誤の実践、技術の向上・普及、人材育成を試みた拠点施設の考古学的遺跡である。日本の近代化の過程における西洋技術の積極的導入及び技術移転、その過程における在来技術との融合を証言していることから、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値に貢献する構成資産として位置付けられた。

三重津海軍所跡の価値や位置づけを正確に理解するためには、海軍所稼働期を中心としつつ、海軍所成立以前の時代、三重津海軍所の閉鎖を経て明治後期から昭和初期に設置された佐賀商船学校の時期、そして現代に至るまでの長期にわたる歴史や活動痕跡も十分に把握することが重要である。したがって、三重津海軍所跡の修復・公開活用においては、常に幅広い歴史的経緯に対する視点を念頭に置くこととする。

(1) 「見えない」ことの強みと弱み

三重津海軍所跡のドライドック及び金属加工関連施設跡をはじめ、資産の性質を具体的に物語る構成要素の多くが、保護層に覆われた地下の遺跡である。

地下に埋まった状態は、遺跡の保存にとって最適な環境を形成している。つまり、この「見えない」状態の維持こそが、遺跡の持続的な保存にとって最も必要とされるものである。

しかし、この保存に最適な環境を持続することは、価値を伝えるという取組において、来訪者に直接見せることを困難にするという大きな弱点をもたらす要因ともなっている。

(2) 「見えない」ものが「伝わる」には

保存環境の強みを活かしつつ、公開活用上の弱みを克服する取組は、三重津海軍所跡の

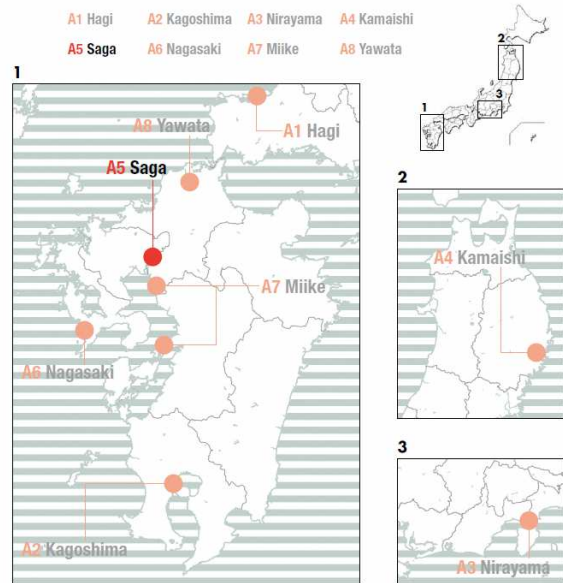


図1 三重津海軍所跡の位置図

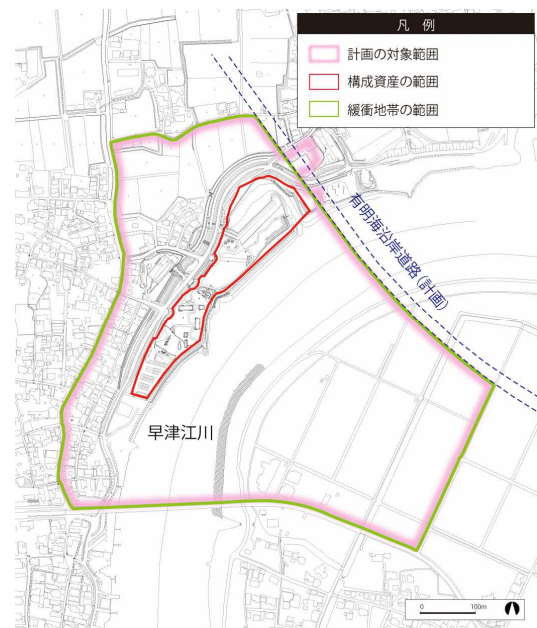


図2 三重津海軍所跡の計画対象地

特質ゆえの課題を解決するプロセスそのものだとあって良い。そもそも、「見えない」には、物理的に現存していないもの、地下に埋蔵されていて視覚的に見えないもの、見えているが気付きにくいもの、情報を得ないとわからないものなど、多くの要素があることを再認識する必要がある。さらに、そのように変化していく原因や理由も含めた丁寧な説明を行い、遺跡を正しく理解するための基礎情報を提供しておくことが大切となる。また、地下遺構から見えてくる当時の景観とともに、河川・漁港・集落など現在に引き継がれた景観及び土地利用形態の双方の観点から、来訪者の記憶に残るような「見える化」の工夫が不可欠となる。

そのため、佐賀市では、現地表面における地下遺構の表示のみに頼らず、仮想現実(VR)・拡張現実(AR)などの最先端デジタル技術から、案内ガイドをはじめ人間が来訪者に直接語りかけるアナログ的技術に至るまで、幅広い技術・手法を取り入れた価値の伝達手法を採用する。そして、地下の遺跡を直接見せなくても、遺跡の上での展示と公開活用施設での展示を巧みに組み合わせて、来訪者が海軍所稼働期の施設・活動の在り方をイメージできるようにする。

(3) 「伝わる」と人は動く

構成資産を確実に次世代へと継承するためには、多様な手法による持続性のある施策が必要である。そのため、佐賀市は様々な手法を使って、人々が遺跡の価値を正確に理解し、自らが守り伝える活動へ参画を果たせるような環境づくりを行う。そして、それらをとおして育まれた遺跡への愛着が、郷土に対する誇りの醸成へとつながるような修復・公開活用の施策を進めることとする。

2. 方針

以下の6点に基づき、三重津海軍所跡の修復・公開活用の方針を定める。

(1) 調査・研究の推進

確実に遺跡を守り、価値を伝え、地域の核となるような公開活用の施策を推進するため、佐賀市は基礎情報の蓄積に向けた発掘調査・文献資料調査を継続するほか、来訪者の動態分析、モニタリングの充実、展示・公開手法の調査・研究を進める。

(2) 構成要素の保存強化

佐賀市は、構成資産及び緩衝地帯の現状を把握するためにモニタリングを行い、地下の遺跡が安全に埋め戻された状態を維持する。同時に、これまで遺跡を守ってきた地下の環境に変化が生じないよう措置を講じ、地上構造物・地形にき損が認められた場合には復旧を行う。

新たに発掘調査を実施した場合には、埋め戻す際に、地下の遺跡に対する十分な保存対策を講ずる。

また、地下の遺跡に影響を及ぼす可能性のある樹木等は原則として撤去する。

災害時には、すみやかに状況を確認して必要な応急措置を施した後、保存のための復旧対策などを講じる。

なお、構成資産内に存在する駐車場は資産外に移転し、地下の遺跡の保存強化を図る。

(3) 造船・修船システムの明示・説明

佐賀市は、地下の遺跡を露出して展観することを避け、遺跡の上での展示と公開活用施設



図3 三重津海軍所跡における修復の対象とする構成要素等

での展示の双方を不可分の一体展示と捉え、情報提供を行う。地下の遺跡を直接見ることができなくとも、デジタル技術などの新たな手法の採用、来訪者のニーズに的確に応える案内ガイド等により、来訪者が海軍所稼働期の施設及び活動をイメージし、同時に歴史的背景・流れを含め総合的に理解しやすい展示・解説を行う。

(4) 景観の観点からの修景

佐賀市では、地上構造物や、海軍所稼働期からの形状を概ね継承している入江の地形等については、適度な維持管理の下で現状の維持に努め、海軍所稼働期には存在しなかったもので現在の景観を阻害しているものについては、撤去・移転、外観の修景等を行う。ただし、樹木植栽、芝生等については、地下の遺跡に悪影響を及ぼす可能性がなければ、現状を維持し、憩いの場としての機能を確保する。漂流物等のごみは適切に除去し、構成資産内及びその周辺的美観維持に努める。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

佐賀市は、多様で効果的な情報発信により、来訪のきっかけづくりを行い、様々な手法で構成資産の価値及び重要性を伝え、来訪者の理解度を深める。さらに、構成資産の価値を理解した人々が自発的に保存・公開活用の施策にも取り組めるような場を提供する。三重津海軍所跡の修復・公開活用には、地下遺構の保存のために、直接見せることができず、地形の大幅な改変が難しいなどの制約が多いため、行政が主体となりつつも、多分野の人々との協働により、その弱点を払拭できるような取組を推進する。

(6) 事業の推進

佐賀市三重津世界遺産課は、本計画に定めた事業を短期・中期・長期の3段階に区分し、文化振興課を含む佐賀市の関係課、国・佐賀県を含む関係機関、地域住民とも連携しつつ、事業を推進する。平成29年度から5年間を短期、それ以後10年目までを中期、さらにそれ以降を長期とする。

3. 方法

(1) 調査・研究の推進

ア. 発掘調査・文献資料調査

佐賀市は、造船・修船施設の構造及び空間利用の実態を明らかにするために、発掘調査を実施する。調査範囲は公開活用の情報収集のために必要最小限の範囲とし、発掘調査による遺構のき損に十分配慮する。三重津海軍所の造営の過程、佐賀藩海軍の変遷、蒸気船の修復・建造、三重津海軍所の幕末日本での位置付け、長崎との技術交流の解明、海軍所建設に関わった人物及び三重津海軍所が輩出した人材等について、文献資料調査を実施する。文献資料調査は、発掘調査の進捗に合わせて実施する。

イ. 来訪者の動態調査・分析

佐賀市は、来訪者の居住地・年齢層、来訪の動機・手段、展示内容、スタッフの対応等に対する満足度等について調査し、来訪者の動態・意識の調査・分析を行う。調査で得た結果を活かし、事業の改善を行う。

ウ. モニタリングの充実

佐賀市は、遺跡の地表面への表示に用いる耐久性の高い素材、地下遺構を土圧から保護するための手法、遺構の保存を強化するために必要な手法に関する調査・研究を行い、その成果を構成資産内

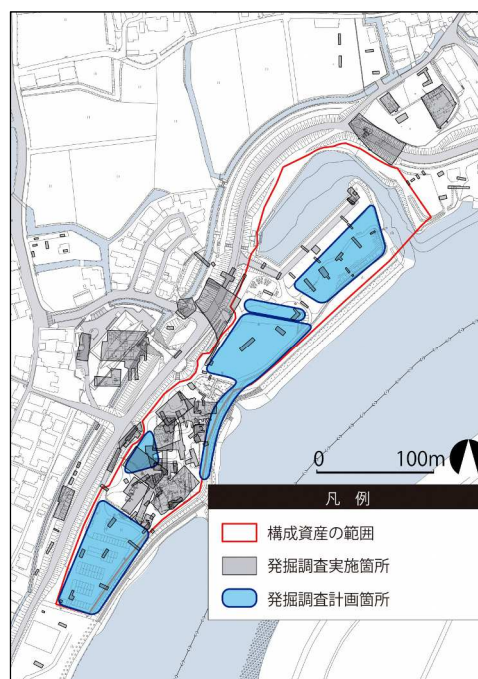


図4 発掘調査の対象箇所

の公開活用の手法に反映させる。構成要素の情報を網羅的・体系的に集約したモニタリング・カルテを作成し、それを活用した経過観察を通じて構成資産及び緩衝地帯の現状・変化を定期的に把握する。地下の木製建造物の保存状況を把握するために必要な地下水位・水質(溶存酸素等)の定期的なモニタリングについては、今後どのような手法が効果的・効率的であるかを十分に検討した上で、今後展開する遺跡の修復・公開活用の段階で、必要に応じて実施する。

エ. 展示・公開手法の調査・研究

佐賀市は、構成資産内での屋外展示、公開活用施設での屋内展示等において、デジタル技術等を用いた効果的な情報提供手法について、従来の枠にとらわれず幅広く調査・研究を実施する。

(2) 構成要素の保存強化

ア. 構成要素の維持・修復

地下の遺跡は地中に埋まったままの状態でも保存し、良好な状態を確実に継続することが必要である。佐賀市では、地表面に不陸又は陥没等の形状の変動が生じないか否かについて定期的に監視し、遺構面上の保護層の維持の状況を推測する。地下の遺構面への悪影響が想定された場合には、状況確認のために発掘調査の実施を検討する。発掘調査によって地下の遺跡から出土した木製品、金属製品などの脆弱遺物については、状況に応じて適切な保存処理を行う。

海軍所稼働期から引き継がれた地形等については、今後とも佐賀市が現状の安定的維持に努めるとともに、モニタリング・カルテを活用して目視による地表面の形状変動を把握する。災害等による大規模なき損が確認された場合には、河川管理に当たる国土交通省筑後川河川事務所、公園管理にあたる佐賀市南部建設事務所、漁港管理にあたる佐賀市水産振興課等と協議し、き損前の素材等により現状復旧を行う。

イ. 駐車場の移転

地下の遺跡を安定的に維持するために、車両等の通過による踏圧をできる限り軽減し、遺跡らしい景観として改善する観点から、佐賀市は現有の駐車場を撤去し、構成資産の範囲外へと移転する。

(3) 造船・修船システムの明示・説明

構成資産内は、海軍所の利用形態に基づいた「船屋ゾーン」・「稽古場ゾーン」・「修覆場ゾーン」の3つに、緩衝地帯は景観・土地利用形態の維持を目的とした「農地ゾーン」・「河川ゾーン」・「集落ゾーン」

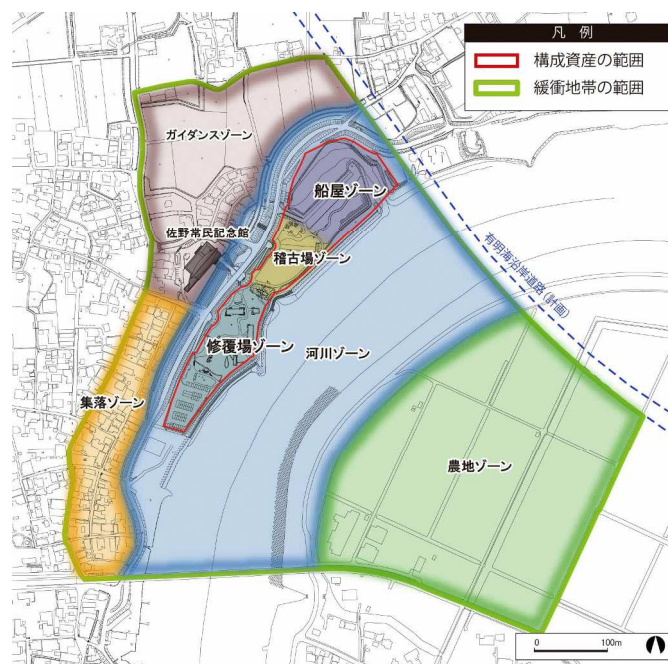


図5 三重津海軍所跡の地区区分(ゾーニング)図

の3つに、それぞれ区分する。また、それ以外に構成資産の公開活用及び来訪者の便益に供する施設等の地区として、緩衝地帯の北辺部に「ガイダンスゾーン」を設定する。

以下の各事項は、上記のゾーニングに基づき佐賀市が実施するものである。

ア. 動線設定

三重津海軍所跡の価値及び造船・修船システムをわかりやすく理解できるように、また、多数の見学者の来訪にも対応できるようにするために、「ガイダンスゾーン」の駐車場から、公開活用施設での屋内展示を経て、構成資産内の「船屋ゾーン」・「稽古場ゾーン」・「修覆場ゾーン」での各々の屋外展示に至るまで、一連の展示の流れに沿った来訪者動線を定める。

イ. 地形造成

構成資産内では、盛土等は行わずに現在の河川敷の地形を維持する。

ウ. 現地における地表面への地下遺構の表示

金属加工関連遺構、土堤盛土・木杭群等の遺構の位置・規模を、現地表面上に平面的又は立体的に表示する。ドライドックの遺構表現については、平面表示と立体表示の2つの考え方を基本として、今後詳細な検討を行う。また、実際の遺構が持つ立体感や造船・修船システムにおける各遺構の役割など、表現が難しいものについては、AR・VRをはじめとするデジタル技術を活用した映像などをタブレット等の情報端末を利用して提供する。

エ. 修景・樹木植栽

構成資産内とその周辺における修景・植栽は、平坦な作業空間であった海軍所の稼働期のイメージを阻害しないように行う。そのため、阻害要因となる樹木については撤去・更新を行う。なお、新たな植栽は行わないが、地下遺構に影響を与える恐れがない樹木、海軍所稼働期の風景のイメージを阻害しない樹木については、来訪者への緑陰及び潤いを提供する観点から極力残すこととする。

オ. 案内・解説施設の設置

案内・解説施設は、いつでも誰もが理解できるような内容とする。構成資産内とその周辺に新たに設置する一群のサインは、景観と調和したシンプルで統一のとれた形態・意匠とする。また、デジタル技術も活用した字幕、音声による伝達、多言語表記などを図り、様々な人にスムーズに情報が伝わるよう配慮する。

カ. 管理・便益施設の設置

構成資産内に存在する現在の駐車場は撤去し、新たにガイダンスゾーン内に適切な駐車台数を確保した駐車場を開設する。構成資産周辺の川岸沿いには、転落防止のために防護柵を設置し、あわせて大潮の際に漂流物が流入しないようネット等を設置する。トイレの施設更新や再配置が必要となった場合は、関係者と十分に協議しながら、構成資産外への移転も含めその配置の検討を行う。その他、公園の便益施設は原則として適切な場所を選定したうえで更新することとし、構成資産内の景観と調和しつつ、地下の遺跡を地表面に表示した「屋外展示」と誤認されないようシンプルな形態・意匠とする。

キ. 公開・活用施設の設置

ガイダンスゾーンに開設する公開活用施設では、遺跡の上で行う「屋外展示」と一体的に連動することで理解を深めることができる「屋内展示」を行う。映像・模型等により三重津海軍所跡の全体像及び個々の遺構・遺物についてわかりやすく説明するとともに、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の全体像及び23の構成資産内での三重津海軍所跡の位置付け、幕末佐賀藩の近代化事業の中での位置付けについて理解を促す。

(4) 景観の観点からの修景

ア. 構成資産内の修景

駐車場及び大正期の絵図を基にした地上表示施設など、構成資産内の施設として適切でないものは佐賀市が移転・撤去・更新を行う。海軍所稼働期の水辺の景観を彷彿する河岸の葦原は、過度な繁茂を抑制しつつ生育環境を維持する。地下遺構に悪影響を与える可能性のある樹木は撤去し、河畔の風致及び緑陰としての機能に資する樹木はそのまま残し、広場には張芝を行う。漂流物等のごみは適切

に除去し、構成資産内及びその周辺的美観維持に努める。

イ. 緩衝地帯の修景

緩衝地帯の「農地ゾーン」・「河川ゾーン」・「集落ゾーン」における地形及び土地利用形態は、その大部分が海軍所稼働期から現在に至るまで引き継がれてきたものであり、今後とも佐賀市・福岡県大川市が農業振興地域の整備に関する法律、景観法等による法規制の下に維持する。また、それらが一望できるガイダンスゾーンの佐野常民記念館3階テラスに視点場を設定し、来訪者が稼働期の海軍所周辺の環境をイメージできるようにする。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

佐賀市は、来訪者の動態調査、新たな学術的情報を発信するための調査、効果的な情報発信手法の研究等を行いつつ、様々な手法により正確で具体的な情報を継続的に発信する。子どもから大人、近隣住民から市外・県外の人に至るまで、来訪者の年齢層・居住地は多岐・多様にわたっているため、誘客イベント・講演の開催、周辺の地域資源と関連付けた観光プログラムの提供など、多様な手法の組み合わせにも十分配慮した情報発信を行う。来訪者には、デジタルコンテンツ、実物やレプリカで質感を感じさせる体感型コンテンツなどを中心として、屋内展示と屋外展示を連動させた一体展示を行ったり、カイド機能を充実させたりすることにより、世界遺産全体の顕著な普遍的価値及び三重津海軍所に関する説明を行う。さらに、地域住民が自ら誇り、守り、伝えるべきものとして三重津海軍所の存在意義を認識することにより、ガイド・環境美化などの諸活動に自発的に参加できるよう場づくりに努め、その支援を行う。

4. 事業の実施

(1) 事業実施項目の優先順位

佐賀市は、平成29年を起点として、5年目までを短期、6年目から10年目を中期、それ以降を長期とする事業実施期間を定める。

短期では、公開活用施設内での「屋内展示」及び構成資産内での「屋外展示」が連動した一体展示を進める。発掘調査・文献資料調査の実施、駐車場の移転を進めつつ、公開活用施設内での屋内展示を完成させ、構成資産内における地下の遺跡の地表面への表示等の屋外展示に着手する。

中期では、短期における事業の進捗状況を確認し、構成資産内における屋外展示を完成させる。

長期においては、来訪者調査及びモニタリング、構成要素の維持・修復、構成資産内外の修景を継続して行う。また、関連の近代遺跡とも連動した活用の施策を進める。

優先順位を高く置いて実施する項目は以下のとおりである。

- ・ 学術的情報を収集し、さらなる価値の深化のために、発掘調査・文献資料調査を継続する。
- ・ 構成資産内に所在する現在の駐車場を廃止し、新たにガイダンスゾーン内に開設する。
- ・ 公開活用施設を開設し、構成資産内での発掘調査が完了した後に地表面への遺構表示等の屋外展示を行う。

(2) 実施スケジュールの見直し

中期が終了する平成38年度を目途として、短期及び中期において実施した事業の総点検を行い、課題改善の必要が生じた場合には計画内容の見直しを行う。

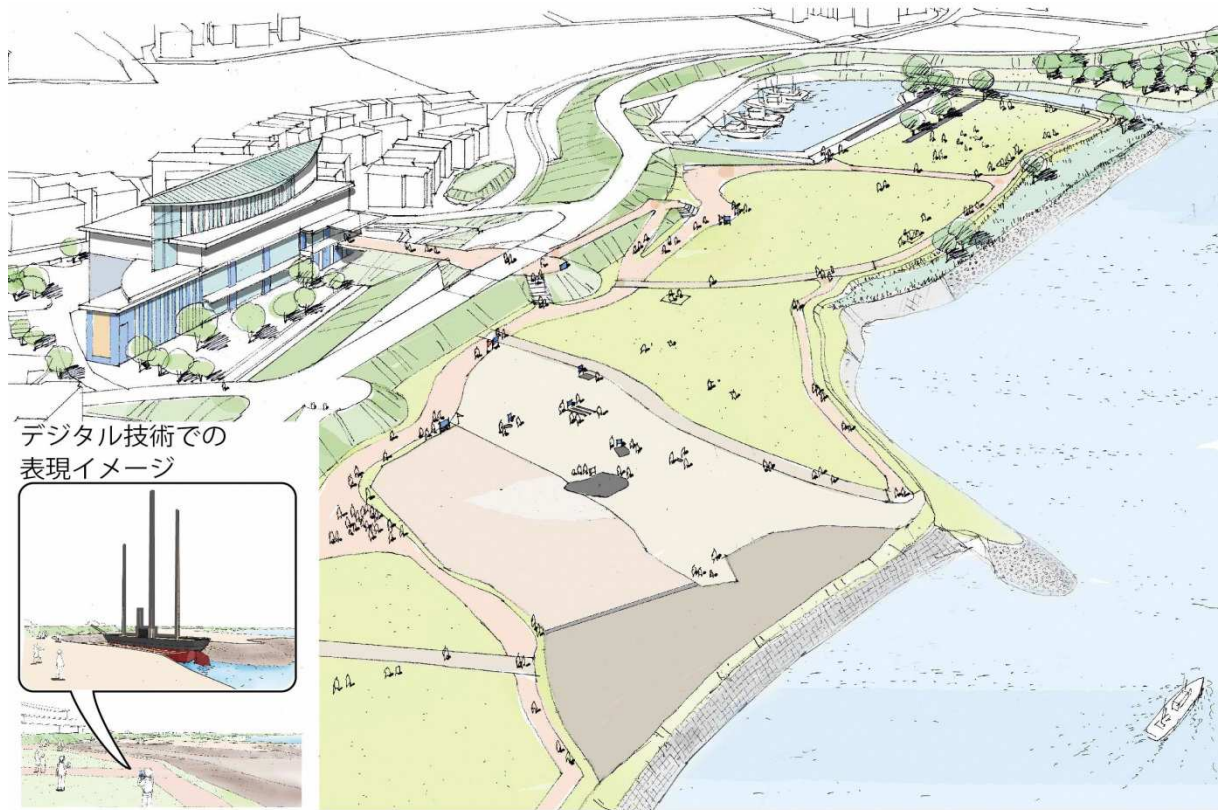
(3) その他

構成資産の修復等に関しては、世界文化遺産登録後の平成28年度からの2ヶ年において各種補助制度を活用しつつ必要な財源※を確保し対応してきており、今後もこれまでと同様に関係機関と連携を図りつつ、財源の確保に努め、事業を確実に実施したいと考えている。

※佐賀県と佐賀市では、平成28年度(決算)は約149百万円(計画策定、調査に係る経費を含む)、平成29年度(予算)は約184百万円(計画策定、調査、駐車場移転整備に係る経費を含む。)を財源として事業を実施している。いずれも維持管理経費は含まない。

表1 段階的な事業実施スケジュール

区分	内容	短期					中期	長期
		H29	H30	H31	H32	H33	H34～38	H39～
調査・研究の推進	発掘調査	■	■	■	■			
	文献資料調査	■	■	■	■			
	来訪者の動態調査・分析	■	■	■	■	■	■	■
	モニタリングの充実	■	■	■	■	■	■	■
	展示・公開手法の調査・研究	■	■	■	■	■	■	■
構成要素の保存・強化	構成要素の維持・修復	■	■	■	■	■	■	■
	駐車場の移転	■	■					
造船・修船システムの明示・説明	動線設定		■			■	■ } 屋外展示	
	地表面への地下遺構の表示		■			■		
	修景・樹木植栽		■			■		
	案内・解説施設の設置		■			■		
	管理・便益施設の設置		■			■		
	公開・活用施設の設置		■	■	■		■ } 屋内展示	
景観の観点からの修景	構成資産内の修景	■	■	■	■	■	■	■
	緩衝地帯の修景	■	■	■	■	■	■	■
文化的資源・情報発信の拠点としての活用		■	■	■	■	■	■	■



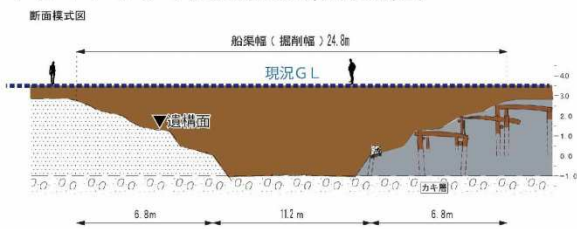
ドライドック平面表示のイメージ



ドライドック立体表示のイメージ



ドライドック平面表示の断面模式図



ドライドック立体表示の断面模式図

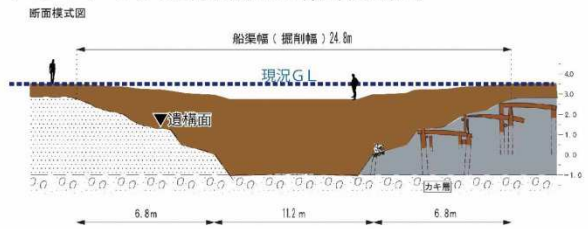


図6 「中期」終了段階の完成予想図(イメージ)